

(証券コード 8092)

平成21年6月23日

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目7番27号

株式会社 **富士通ビジネスシステム**

代表取締役会長兼社長 鈴木 國明

第75回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第75回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第75期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 当社と富士通株式会社との株式交換契約承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

株式交換契約の主な内容は次のとおりであります。

1. 株式交換により、当社は富士通株式会社（以下、「富士通」）の完全子会社となります。
2. 株式交換の効力発生日は、平成21年8月1日とします。
3. 富士通は、株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を所有する当社株主（富士通を除く）に対し、その所有する当社の普通株式1株につき富士通の普通株式3.50株の割合をもって割当て交付します。

(注)今後の株式に係る手続きにつきましては、同封の「株式交換に伴う当社普通株式のお取扱について」をご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の理由および内容につきましては、後記の「定款の一部変更について」をご覧ください。

第3号議案 取締役4名選任の件

本件は、取締役に鈴木國明、田村昭二、阿部正廣および横山 豊の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、監査役に松原 信氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 中村 巧、清水吉治、会沢貴志、原田昌紀、本庄滋明、佐藤 彰、石川利久、中馬勝人、渋谷高志および飯島健太郎の10氏ならびに退任監査役 広西光一氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

役員人事について

本総会終了後開催の取締役会におきまして、次のとおり役付取締役が選定され、就任いたしました。

代表取締役会長兼社長 鈴木國明

代表取締役副社長 田村昭二

以 上

期末配当金のお支払いについて

当社定款の規定に基づき、平成21年5月21日開催の取締役会において、第75期の期末配当金につきましては、1株につき11円とし、支払開始日を平成21年6月9日とさせていただきます。

この結果、中間配当金1株当たり9円と合わせた年間配当金は1株当たり20円となります。

なお、平成21年6月8日に関係書類を株主の皆様にお送りしておりますのでご確認下さい。（議決権をお持ちの株主様へは、株主総会招集ご通知に同封してお送りしております。）

以 上

定款の一部変更について

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、当社定款規定のうち、株式、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行いました。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
<p>第1条～第6条 〈記載省略〉</p> <p><u>（株券の発行）</u></p> <p><u>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>（単元未満株主の権利）</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第1条～第6条 〈現行どおり〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>（単元未満株主の権利）</p> <p>第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

変更前	変更後
<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>2 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p style="text-align: center;">〈以下、条数を繰り上げる〉</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以 上